

## 答 申

### 1 審査会の結論

岐阜県知事が作成した「県税の賦課徴収事務 全項目評価書(案)」(以下「本件評価書」という。)については、特定個人情報保護委員会が定める特定個人情報保護評価指針(以下「指針」という。)に基づき、特定個人情報保護評価(以下「評価」という。)が適切に行われているものと認められる。

また、各審査項目における意見等に関しては、実施機関から、別紙のとおり対応について説明を受けたところであり、その内容についても適当であると認められる。

なお、社会情勢の変化や技術の進歩に応じ、新たな脅威が発生する可能性があるため、本件評価書の記載内容について、継続的な検討・見直しに努められたい。

### 2 本件評価書の審査内容

当審査会では、指針に定める審査の観点に基づき、本件評価書の適合性(実施手続等に適合した評価を実施しているか)及び妥当性(評価の内容が指針に定める評価の目的等に照らし、妥当と認められるか)について点検し、次のとおり審査を行った。

#### (1) 本件評価書の事務の概要

|                   |   |
|-------------------|---|
| 事務の名称             | 県税の賦課徴収事務   |
| 事務の内容             | 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務・地方法人特別税等に関する暫定措置法による地方法人特別税の賦課徴収又は地方法人特別税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務<br>①納税者からの申告等による課税業務<br>②収納、納税証明書発行、還付及び充当等を行う収納業務<br>③滞納者情報による督促状等の送付、滞納整理及び納税相談等を行う滞納管理業務 |
| 特定個人情報ファイルの名称     | 賦課徴収等特定個人情報ファイル   |
| 特定個人情報ファイルを取り扱う理由 | 番号制度に関する税制上の措置として、納税申告書や法定調書等の税務関係書類に個人番号の記載を求める措置が講じられた。<br>このため、県税の賦課徴収事務で利用する各システムにおいても、個人番号付きの申告書等の税務関係書類を受信(收受)することとなり、受信(收受)した税務関係情報は、原本として保管することになるため、特定個人情報ファイルを保有することとなる。  |

## (2) 適合性について

### ア しきい値判断について

事務において取り扱う特定個人情報ファイルの対象人数が30万人以上であり、必要とされる全項目評価が行われている。

### イ 実施主体について

事務の実施主体である岐阜県知事が評価を実施している。

### ウ 評価書の公表について

評価書を公表することにより、セキュリティ上のリスクがあると認められる部分は存在しないとして、評価書の内容を全て公表することとしている。

### エ 実施時期について

平成27年6月以降のプログラミング開始を予定しており、適切な時期に評価を実施している。

### オ 県民等からの意見聴取について

平成27年1月6日から平成27年2月5日までの間、県民等からの意見聴取を実施した結果、評価書に対する意見はなかった。

### カ 本件評価書の記載内容について

評価書様式で求められる事項について、事務の実態を具体的に分かりやすく記載している。

## (3) 妥当性について

事務の実態に基づき、特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスクを特定し、当該リスクを軽減するために講ずべき措置を分かりやすく記載している。その主な内容は、次のとおりである。

### ア 特定個人情報の入手について

特定個人情報を本人又は代理人から入手する際に、誤って対象者以外の情報を入手することがないよう、本人確認のための措置を講じている。

### イ 特定個人情報の使用について

特定個人情報の使用に当たっては、権限等に応じたアクセス権限が付与されるように、アクセス権限の管理表により管理することとしている。

### ウ 特定個人情報ファイルの取扱いの委託について

特定個人情報ファイルの取扱いの委託に当たっては、「プライバシーマーク」を取得していること又は同等の取り組みを行っていることを条件とし、事前に委託先の個人情報保護関係規程を確認することとしているほか、再委託を行う場合には、県の承諾を必要としている。

### エ 特定個人情報の提供・移転について

特定個人情報の提供に当たっては、法令に定められた事項を記録し、7年間保管することとするなどの対策を講じることとしている。

### オ 特定個人情報の保管・消去について

特定個人情報の漏えい、滅失、毀損等のリスクに対し、ICカードによりサーバの設置場所の入退出管理を行うとともに、監視カメラを設置して監視を行うほか、個人ごとにユーザIDを割り当て、ID及びパスワード（一部システムは生体情報）認証によって不正アクセス対策等の技術的対策を講じることとしている。また、特定個人情報の保管に当たっては、定期的に情報更新を行うと

ともに、保管期間を経過した特定個人情報を含む電子記録媒体は、復元、判読等が不可能となる方法を用いて消去することとしている。

なお、フラッシュメモリについては、小さく紛失しやすい一方で、大容量のものがあり、一度に大量の個人情報が漏えいするリスクがあるため、外部記録媒体に格納されるデータの暗号化と適正なパスワード管理を徹底するとともに、持ち出しの際などに紛失を起こりにくくするための措置を徹底されたい。

### 3 審査会の処理経過

審査会は、本件諮問事案について、以下のように審査を行った。

|                     | 審 査 の 経 過        |
|---------------------|------------------|
| 平成27年2月20日          | 諮問               |
| 平成27年3月5日（第58回審査会）  | 実施機関からの説明、質疑及び審議 |
| 平成27年4月8日（第60回審査会）  | 実施機関からの説明、質疑及び審議 |
| 平成27年4月23日（第62回審査会） | 審議               |

(参考) 岐阜県個人情報保護審査会委員

| 役 職 名 | 氏 名    | 職 業 等           | 備 考 |
|-------|--------|-----------------|-----|
|       | 栗津 明博  | 朝日大学法学部教授       |     |
|       | 上谷 千津子 | 岐阜県商工会連合会女性部副部長 |     |
| 会 長   | 栗山 知   | 弁護士             |     |
|       | 桑原 一男  | 行政書士            |     |
|       | 原山 美知子 | 岐阜大学工学部准教授      |     |
|       | 和田 恵   | 弁護士             |     |

(五十音順)



## 特定個人情報保護評価書（県税の賦課徴収事務）に対する意見と対応方針

平成27年4月  
総務部税務課

| 評価項目                            |                   | 委員からの意見   |   | 対応方針（変更案は別紙）  |
|---------------------------------|-------------------|---|---|---|
| Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要                 | 6. 特定個人情報情報の保管・消去 | 目的外の入手  | (指摘1) システム内のデータをバックアップした電子記録媒体の保管に関する記載が必要である。<br>(指摘2) 電子記憶媒体の消去方法に関する記載が必要である。  | 指滴のとおり対応<br>(変更1,2)   |
|                                 | 2. 特定個人情報情報の入手    | 対象者以外の情報を入手<br>必要な情報以外を入手<br>不適切な方法で入手                              | (指摘3) 代理人からの申告も考慮して記載する必要がある。<br>(指摘4) システムからの情報入手について、具体的に記載する必要がある。<br>(指摘5) システムからの情報入手について、安全に入手する具体的な方法を記載する必要がある。 | 指滴のとおり対応（変更3）<br>指滴のとおり対応（変更4）<br>指滴のとおり対応（変更5）   |
| Ⅲ 特定個人情報の取扱い<br>アプリロセスにおけるリスク対策 | 3. 特定個人情報情報の使用    | 個人番号の真正性確認<br>情報の正確性の確保   | (指摘6) 代理人に関する記載は、前項と重複しており、不要であると考えられる。<br>(指摘7) 正確性確保の方法について、具体的に記載する必要がある。  | 指滴のとおり対応（変更6）<br>指滴のとおり対応（変更7）  |
|                                 |                   | その他システムでの措置   | (指摘8) 税務システムで、目的を超えた紐付けが行われないことを、具体的に記載する必要がある。   | 指滴のとおり対応（変更8）   |
|                                 |                   | ユーザ認証の管理  | (指摘9) 操作者が特定できるユーザIDを利用することを、具体的に記載する必要がある。   | 指滴のとおり対応（変更9）   |
|                                 |                   | アクセス権限の発効・失効<br>権限のない者によって不正に使用                                     | (指摘10) アクセス権限の発効は、職責に基づく権限を設定することを記載する必要がある。<br>(指摘11) アクセス権限の失効は、迅速に行うことを記載する必要がある。                                    | 指滴のとおり対応（変更10）<br>指滴のとおり対応（変更11）  |
|                                 |                   | アクセス権限の管理<br>使用の記録  | (指摘12) アクセス権限の管理表は、改ざん防止の対策が必要である。<br>(指摘13) システムの操作履歴は、改ざん防止の対策が必要である。   | 指滴のとおり対応（変更12）<br>指滴のとおり対応（変更13）  |
|                                 |                   | 情報保護管理体制の確認   | (指摘14) 委託先の個人情報保護に関する規程について、事前に確認する必要がある。   | 指滴のとおり対応（変更14）  |
|                                 |                   | 閲覧者・更新者の制限<br>取扱いの記録  | (指摘15) 個人情報を取り扱う作業者は、最小限にする必要がある。<br>(指摘16) 個人情報の取扱いの記録は、作業者が特定できる記録とする必要がある。   | 指滴のとおり対応（変更15）<br>指滴のとおり対応（変更16）  |
|                                 |                   | 委託契約書中の規定   | (指摘17) 事故発生時の責任についても、契約書に記載する必要がある。   | 指滴のとおり対応（変更17）  |
|                                 |                   | 特定個人情報情報の保管・消去<br>特定個人情報情報が消去されない                                   | (指摘18) 個人情報情報の消去手順について、具体的に記載する必要がある。   | 指滴のとおり対応（変更18）  |
|                                 |                   | 1. 監査<br>2. 教育・啓発   | 自己点検<br>監査  | (指摘19) 自己点検の方法について、具体的に記載する必要がある。<br>(指摘20) 監査の方法について、具体的に記載する必要がある。<br>(指摘21) 教育・啓発について、具体的に記載する必要がある。 |
| Ⅳ その他のリスク対策                     | その他の対応            | (一社)地方税電子化協議会の評価書記載例に基づき修正（国税連携など具体的な記載に変更）<br>わかりやすい記載に変更、軽微な修正 など | (変更22～24)<br>(変更25～39)  |   |

特定個人情報保護評価書【抜粋版】 (評価書名: 県税の賦課徴収事務 全項目評価書)

I 基本情報

【評価書p3】

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

- ① 事務の名称: 県税の賦課徴収事務
  - ・ 納税者からの申告等による課税業務
  - ・ 収納 納税証明書発行、還付及び未当等を行う収納業務
  - ・ 滞納者情報による督促状等の送付、滞納整理及び納税相談等を行う滞納管理業務
- ② 事務の内容
  - ③ 対象人数: 30万人以上 (※詳細は別添1)

2. 特定個人情報を取り扱う事務において使用するシステム

| システムの名称            | システムの機能                                      |
|--------------------|--|
| ① 税務システム(新)        | 地方税法に基づく個人県民税及び法人県民税等の賦課徴収等の管理 (H29.1利用開始予定) |
| ② 税務システム(現行)       | 地方税法に基づく個人県民税及び法人県民税等の賦課徴収等の管理               |
| ③ 国税連携システム         | 国税庁に申告された所得税申告データを、総合行政ネットワークを通じて連携          |
| ④ 統合利用番号連携サーバー     | 既存システムと中間サーバーを中継し、連携に必要な統合利用番号を生成・管理         |
| ⑤ 中間サーバー           | 各システムとデータ連携し、特定個人情報照会と提供等を実施                 |
| ⑥ 住民基本台帳ネットワークシステム | 居住関係を公証する住民基本台帳をネットワーク化し、全国共通の本人確認を実施        |
| ⑦ 自動車OSS県税共同利用システム | 自動車税・自動車取得税の申告及び納付をオンラインにて実施                 |

II 特定個人情報ファイルの概要

【評価書p8】

1. 特定個人情報ファイル名

賦課徴収等特定個人情報ファイル

2. 基本情報

|            |   |
|------------|---|
| ①ファイルの種類   | システム用ファイル   |
| ②対象となる本人の数 | 100万人以上1,000万人未満  |
| ③対象の本人の範囲  | 納税義務者、特別徴収義務者及び県税調査対象者<br>[必要性]県税の適正かつ公平な賦課徴収のため、必要範囲の特定個人情報情報を保有   |
| ④記録される項目   | [識別情報] 個人番号、その他識別情報<br>[連絡先等] 基本4情報(氏名/性別/生年月日/住所)、連絡先<br>[業務関係] 国税、地方税、障害者福祉、生活保護、社会福祉関係情報<br>[妥当性]対象者の特定、通知書等の送付、本人への連絡、賦課徴収税の減額決定で必要 |
| ⑤保有開始日     | 平成28年1月4日   |
| ⑥事務担当部署    | 総務部 税務課   |

3. 特定個人情報の入手・使用

|           |  |
|-----------|--|
| ①入手元      | 本人又は本人の代理人、他部署、国税庁、他道府県、市町村  |
| ②入手方法     | 紙、電子記録媒体、フラッシュメモリ、その他(上記システムの③④⑤⑥)                                       |
| ③入手の時期・頻度 | 定期(個人事業税/不動産取得税) / 随時(申告・課税調査の都度)  |
| ④入手に係る妥当性 | 県税の適正かつ公平な賦課徴収のため、必要な範囲の情報を入手  |
| ⑤本人への明示   | 地方税法及び県税条例等で、税務関係書類に個人番号の記載を求める措置が規定されることにより明示                           |
| ⑥使用目的     | 県税の適正かつ公平な賦課徴収と納税者利便性の向上のため  |
| ⑦使用の主体    | 税務課、岐阜県税事務所、西濃県税事務所、中濃県税事務所、東濃県税事務所、飛騨県税事務所、自動車税事務所(使用者数:100人以上500人未満)   |
| ⑧使用方法     | ・申告書等及び他システム等から課税情報を入力して税額の決定<br>・納税者に納税通知書等を送付<br>・納税者からの申請に基づき納税証明書を送付 |
| ⑨使用開始日    | 平成28年1月4日  |

指摘2

3. 特定個人情報ファイル名

- 賦課徴収等特定個人情報ファイル
- 4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由  
行政事務の効率化、行政手続の簡素化(添付書類の削減等)により、納税者の利便性向上を図る
- 5. 個人番号の利用
  - 法令上の根拠: 番号法第9条第1項 別表第一の16項、89項
- 6. 情報提供ネットワークによる情報連携
  - 実施有無: 実施する
  - 法令上の根拠: 番号法第19条第7号 別表第二の28項
- 7. 評価実施機関における担当部署
  - 部署: 総務部税務課
  - 所属長: 税務課長 鷲見 正己

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

| 委託事項                       | 提供方法       | 委託先名                | 再委託 |
|----------------------------|------------|---------------------|-----|
| ① 税務システム運用業務(新システム)        | 庁倉内で取扱い    | (株)NTTデータ           | ○   |
| ② 税務システム運用業務(現行システム)       | 庁倉内で取扱い    | (株)NTTデータ東海         | ○   |
| ③ 国税連携システム運用業務             | 総合行政ネットワーク | (株)NTTデータ           |     |
| ④ 大量出力帳票印刷業務(個人事業税納税通知書等)  | 電子記録媒体     | (株)電算システム           |     |
| ⑤ 大量出力帳票印刷業務(自動車税納税通知書等)   | 電子記録媒体     | ナカバヤシ(株)            |     |
| ⑥ パソコンソフト開発業務(税務関係)        | 電子記録媒体     | (株)ワシビシ-カーカブズ       |     |
| ⑦ 自動車税電算データ作成業務            | 庁倉内で取扱い    | Man To Man Animo(株) |     |
| ⑧ 自動車税申告受付・取納代行業務          | 庁倉内で取扱い(紙) | (一)岐阜県自動車会 事務所      |     |
| ⑨ 税務システム機器等の賃貸借及び保守業務      | 庁倉内で取扱い    | NTTファイナンス(株)        | ○   |
| ⑩ 固定資産データベース抽出業務           | 電子記録媒体     | (一)岐阜県印刷行政情報センター等   |     |
| ⑪ 地方税ポータルシステム(e-TAX)の運営管理  | 総合行政ネットワーク | (一)社)地方税電子化協議会      | ○   |
| ⑫ 自動車OSS県税共同利用システム等の運営管理   | 総合行政ネットワーク | OSS都道府県税協議会         | ○   |
| ⑬ システム共通基盤の構築及び買付・維持管理業務   | 庁倉内で取扱い    | (株)NTTデータ東海         | ○   |
| ⑭ 新税務システム関連機器等の買付借及び維持管理業務 | 庁倉内で取扱い    | (未定)                | ○   |

5. 特定個人情報の提供・移転

| 提供先         | 法令上の根拠  | 提供先での用途      | 提供情報   | 提供方法     |
|-------------|---------|--------------|--------|----------|
| ① 国税庁       | 番号法第19条 | 国税の賦課徴収及び調査  | 課税情報   | 紙媒体      |
| ② 他都道府県、市町村 | 番号法第19条 | 地方税の賦課徴収及び調査 | 課税情報   | 紙媒体      |
| ③ 他都道府県     | 番号法第19条 | 個人事業税の賦課及び徴収 | 他県の申告書 | 国税連携システム |

6. 特定個人情報の保管・消去

|        |   |
|--------|---|
| ① 保管場所 | 入退室管理を行っている部屋に設置したサーバー内に保管<br>データはバックアップとして電子記録媒体に保管するとともに一部は遠隔地に保管<br>電子記録媒体の一部は、委託先が管理する、遠隔地のメディア専用保管庫に保管する<br>データはシステム共通基盤を利用して、遠隔地バックアップサーバーに保管 |
| ② 保管期間 | 20年以上: 滞納事業及び訴訟等に対応するための過去の記録を保存<br>(業務、データベースに保存期間を設定しており、保存期間が一律でないため20年以上をチェンジ)  |
| ③ 消去方法 | データはマニユアルに従いシステムで削除 / 紙媒体は外部業者による溶解処理<br>電子記録媒体は物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全消去  |

指摘1

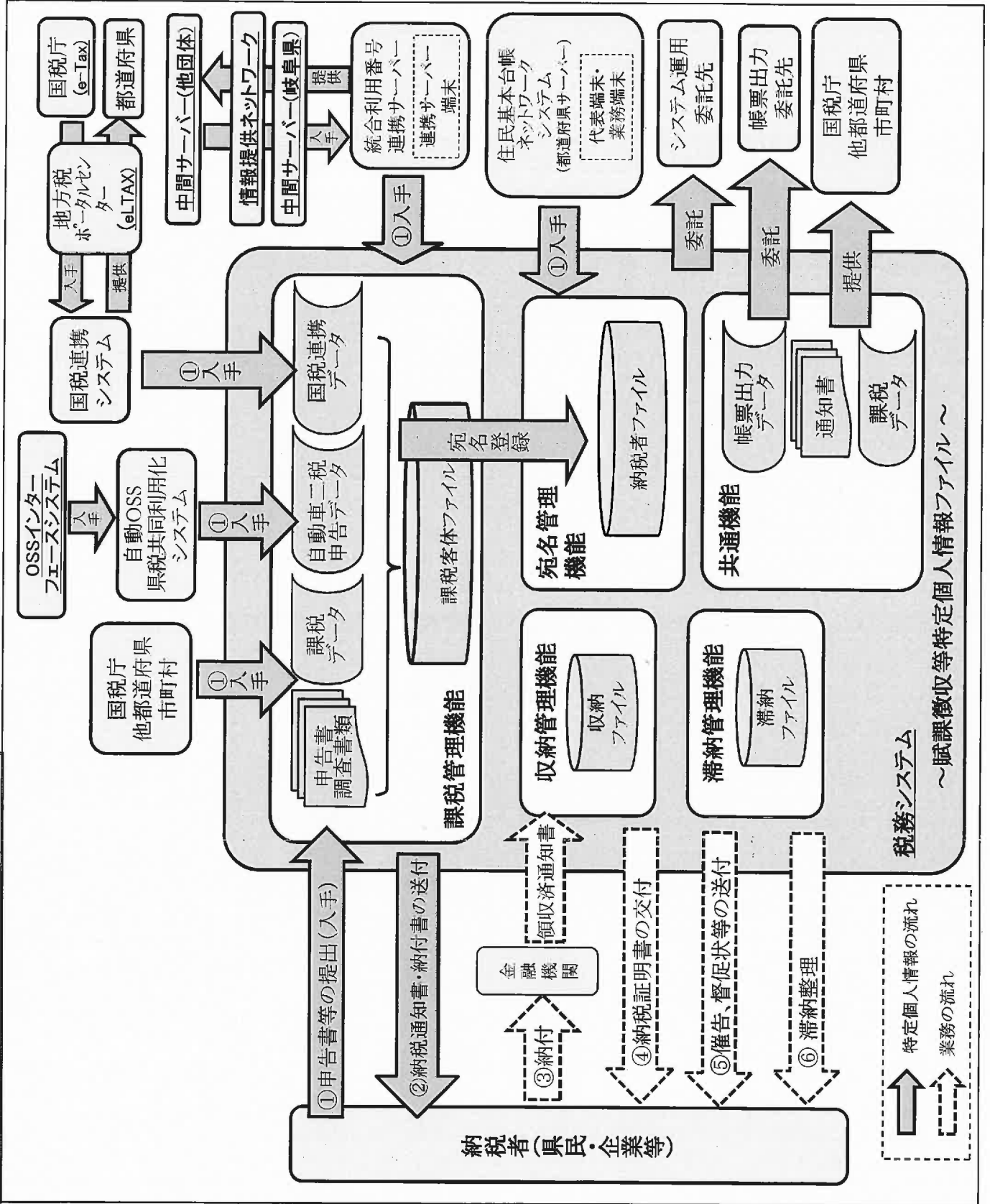






(別添1) 県税の賦課徴収事務の内容

【評価書p7】



<事務の流れ>

- ① 課税に必要な情報を入力する。  
・申告書等の提出、他機関及び国税連携システム等から課税情報を入力する。  
・統合利用番号連携サーバーを利用して、障害者福祉及び生活保護・社会福祉関係情報を照会し、税減免のために必要な情報を入力する。  
・必要に応じて、住民基本台帳ネットワークシステムを利用して、個人番号、氏名及び住所等を照会し、申告書等の内容を権認する。
- ② ①により賦課決定のうえ、納税者に納税通知書等を送付する。
- ③ 納税者が金融機関等に納付し、県に収納される。納付額が課税額より多い場合は、超過額の還付・充当を行う。
- ④ 納税者からの申請に基づき納税証明書を送付する。
- ⑤ 納税者から期限内に納付がない場合は、催告、督促状等を送付する。
- ⑥ ⑤によっても納付がない場合は滞納整理及び納税相談等を行う。

